

児童館の指定管理者制度導入の検証及び
今後の児童館の管理運営手法の検討報告

令和3年9月

立川市

目 次

1 児童館の指定管理者制度導入の検証の概要	1
(1) 概要	1
(2) 検証の位置づけ	1
(3) 対象児童館	1
(4) 検証の視点	2
2 検証	3
(1) サービスの向上	3
① 市民サービスの充実	3
② 利用者や地域住民の意見等を反映できる仕組みづくりの構築	4
③ 地域連携事業の充実	5
④ 指定管理者の更新によるサービス向上	5
(2) 効率的な運営	6
(指定管理者制度導入によるコスト削減効果の推移)	
(3) 指定管理者管理運営状況評価	6
3 今後の児童館の運営手法の検討	8
(1) 子育て・子育ての現況及び課題	8
(2) 今後の児童館のサービス向上についての検討	9
(3) 今後の児童館の運営手法	13

1 児童館の指定管理者制度導入の検証の概要

(1) 概要

本市の児童館は市内に8館を配置し、子育て支援・子育て支援、青少年健全育成等に取り組み運営している。

児童館への指定管理者制度の導入は、平成17年度を初年度とする「第2次基本計画」の策定と同時に定められた「経営改革プラン」に基づき、平成21年4月の幸児童館へのモデル導入を契機とし、平成24年4月から平成27年4月の間に毎年2館ずつ実施してきた。指定管理者とは5年間を指定管理期間とする基本協定を締結し、市内全ての児童館で指定管理者による運営が行われている。

平成28年12月には、市が外部委員会等からの意見も踏まえて制度全体の検証を行い「指定管理者制度の成果と課題に係る検証」を公表している。その中で児童館・学童保育所の制度運用状況について「平成27年度は一部の施設で管理運営水準に課題が見られたが、制度導入によりサービス面、コスト面ともに向上している。競争による事業者間の相乗効果を狙い、各館個別で指定管理者を募集しているが、複数館を一括して管理運営することによるスケールメリットも期待されることから、募集の方法には検討の余地がある。」と分析している。

(2) 検証の位置づけ

児童館に指定管理者制度を導入して10年が経ち、平成31年度までに各館ともに5年以上の指定管理期間を満了したことから、指定管理者制度導入の成果を検証し、昨今の子育て・子育て環境の状況を踏まえ、サービス向上の視点から今後の児童館の管理運営手法について検討する。

(3) 対象児童館

指定管理者制度導入の検証において対象となる児童館は下表の8館で、このうち6館は学童保育所を併設している。

施設名	併設施設	住所	指定管理者制度導入年
富士見児童館	南富士見学童保育所	富士見町 7-7-12	平成 26 年 4 月 1 日
錦児童館	錦学童保育所	錦町 3-12-1	平成 27 年 4 月 1 日
羽衣児童館	羽衣学童保育所	羽衣町 2-44-16	平成 26 年 4 月 1 日
高松児童館	—————	高松町 2-25-26	平成 24 年 4 月 1 日
若葉児童館	若葉学童保育所	若葉町 4-25-114	平成 25 年 4 月 1 日
幸児童館	—————	幸町 2-19-1	平成 21 年 4 月 1 日
上砂児童館	上砂第三学童保育所	上砂町 1-13-1	平成 27 年 4 月 1 日
西砂児童館	松中学童保育所	一番町 6-8-37	平成 25 年 4 月 1 日

児童館は、児童福祉法第40条に基づき「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする」ことを目的とする児童厚生施設である。具体的には、工作や料理教室等の手作り活動、ドッジボール等の体力増強活動、伝承遊びやお泊り会など、地域の子どもたちがいつでも集うことができる「遊びの拠点」としての機能を果たしながら、子どもたちに自立心と社会性が身につくことをねらいとして事業を行っている。

また、児童館併設の学童保育所（放課後児童健全育成事業）も児童福祉法に基づき、「小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等で適切な家庭保育が受けられないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」として運営している。

（4）検証の視点

検証の視点としては「サービスの向上が図られているか」「効率的な運営に寄与しているか」の2点を基本的な考えとして実施していく。

サービスの向上については、指定管理者導入によって実現した「市民サービスの充実」「利用者や地域住民の意見等を反映できる仕組みづくり」「地域連携事業の充実」について検証を行うとともに、指定管理者の更新状況や運営状況評価について検証する。また、効率的な運営については、10年間の指定管理者のコスト削減効果を検証する。

2 検証

(1) サービスの向上

指定管理者制度の導入にあたっては、平成 20 年度に児童館のあるべき姿を検討して「児童館の見直し方針」を策定した。その中で児童館の役割を実現させるために、以下の項目の必要性が明記されている。

- 小学生にとって安全・安心で自由に遊べる場
- 中学生、高校生が創意工夫を凝らして活動できる居場所
- 乳幼児とその保護者が集い、交流、育児の不安を解消できる場
- 午前は「子育て支援」の拠点として、午後は「子育て支援」の拠点としての役割を担う施設

実現に向けては、地域の方や民間のノウハウを導入し、市民ニーズや子どもたちを取り巻く環境の変化に柔軟な対応を図り、地域住民の意見等を反映できる仕組みづくりを進め、効率性の高いサービスを提供するとしている。

① 市民サービスの充実

指定管理者制度導入により、児童館に以下の具体的なサービスが充実し効果をあげている。

○ 午後 8 時まで開館時間を延長（新規）

指定管理者制度導入前は午後 5 時 30 分までだった開館時間を、全館で午後 8 時まで延長することにより、午後 6 時までの小学生利用時間と中高生の利用時間を分けることができ、中高生向けのサービス「中高生タイム」を実施できるようになった。

○ 日曜開館の実施（新規）

休館だった日曜日を平日同様に開館することで、各館で年間 50 日以上開館日が増加するとともに、子ども会や青少年健全育成地区委員会などが日曜日に開催する地域の催しとの連携が進んだ。

○ 中高生対策の実施（新規）

「中高生タイム」において、午後 6 時以降にゆっくり話し合える場を設けたり、クッキングや天体観測を企画するなど、中高生の居場所事業を進めることにより、特に中学生の利用者数が増加している。

○ 児童館ランドセル来館（継続）

児童館ランドセル来館は、学童保育所の待機児童対策として全児童館で実施している事業で、学校から直接児童館へ行くことができ、児童の安全な居場所として機能している。

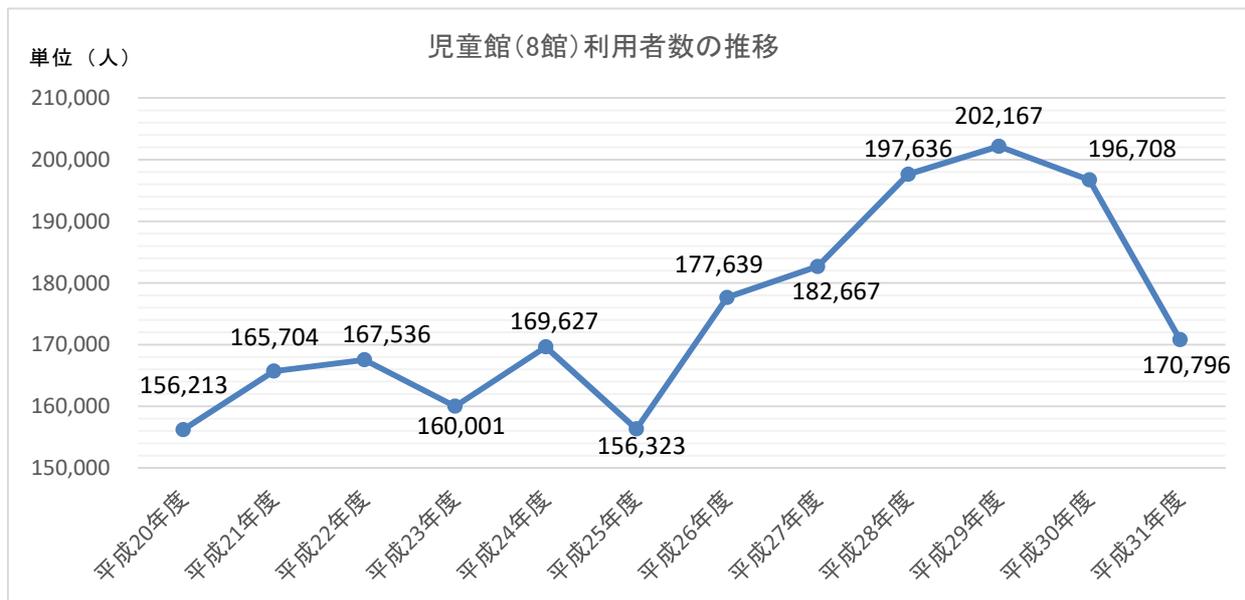
○ 併設学童保育所（継続）

現在 6 つの児童館に学童保育所が併設されているが、これらの学童保育所

では、保育室に加え児童館全体が過ごす場所となり、児童にとって恵まれた保育環境となっている。さらに併設学童保育所を卒所した後に顔見知りの職員がいることで、児童館に安心して来館ができるなど、児童館に学童保育所を併設することにより子どもにとって長期的に安心できる居場所となっている。

指定管理者制度導入以降、児童館全体の利用者数は下グラフの通り増加傾向にある。利用者増加の要因としては、日曜開館実施による開館日数の増加や指定管理者による魅力的なイベントの実施、地域との連携などが考えられる。なお、平成 25 年度の減少は 2 館で 6 か月間の大規模改修工事により閉館していたため、平成 31 年度の減少は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことが主な要因である。

また、主に午前中に行われている「子育てひろば」は、乳幼児の安全な遊び場であり、親同士の交流もあり、リピーターも多く人気がある。年度により差があるものの一定の利用者数となっている。また、子育てに悩みのある保護者の相談場所にもなっており、育児の不安を解消するためにも保護者にとっても有意義な居場所になっている。



※ 指定管理者制度導入経緯 平成 21 年度：幸児童館、25 年度：若葉児童館・西砂児童館、26 年度：富士見児童館・羽衣児童館、27 年度：錦児童館・上砂児童館

出典：児童館統計資料

② 利用者や地域住民の意見等を反映できる仕組みづくりの構築

○ 児童館運営協議会や地域交流会の実施（新規）

小中学校や青少年健全育成地区委員会、子ども会などの関係団体、関係者

と児童館の取り組みを共有するとともに、子どもたちの現状について情報交換を行い、地域の子どもを地域で育てるといった、地域の連携を強める機能を果たしている。

○ 子ども会議の実施（新規）

各児童館では学期に数回のペースで「子ども会議」を実施している。児童館の利用ルールについて話し合ったり、イベントの内容を考えたり、実施スタッフになったりして、児童館の運営に子どもたちが直接、意見を言える場を設け、意見を反映させることができる機会を確保している。

○ 児童館満足度アンケートの実施（充実）

毎年一度、児童館アンケートを小学生、中学生、子育てひろば利用者を対象に実施している。アンケート内容は、児童館の満足度や職員の対応、利用頻度、どんな遊びが楽しいか、希望するイベントなど。平成 31 年度のアンケート結果では、「とても満足」「満足」の割合が 72～88%となっており満足度は高い結果となっている。また、イベントやおもちゃ、本などで希望の多い意見を運営に反映している。

③ 地域連携事業の充実

○ 地域と連携した季節行事やお祭りの実施（充実）

青少年健全育成地区委員会や子ども会の主催するお祭り、季節行事などにより、子ども同士の交流や地域の子ども関係団体との交流などが深まっている。また、各種イベントにおいて、ジュニアリーダーにスタッフとして参加をしてもらったことで、子ども達の異年齢交流やジュニアリーダー自身の育成の場を児童館でも担うことができた。

○ ボランティアとの連携（充実）

児童館を頻繁に利用していた子どもが、学生ボランティアとして子どもたちの良きお兄さん、お姉さんとして活躍していただいたり、地域の方々が地域ボランティアとして、イベントや運営に協力していただいたりしている。中高生世代からシルバー世代まで幅広い年齢層の協力を得て地域における異年齢交流が図られている。

○ 子ども支援ネットワークの参加（継続）

子ども支援ネットワーク会議に参加することにより、児童館内でのトラブルや気になる子どもの情報を共有し、小中学校などと連携を図ることができている。

④ 指定管理者の更新によるサービス向上

平成 21 年から 23 年までの幸児童館へのモデル導入期間を除き、指定管理

期間は5年で設定されており、変遷については巻末資料の通りである。

8館のうち5館は同一事業者による指定管理が10年間続いており、3館で事業者の変更があった。10年続いている指定管理者は、基本的な運営方針のほか、地域との連携を通して培った関係性を反映させた企画提案やプレゼンテーションが評価されて選定されている。

一方で、指定管理者の更新が新たなサービス向上の機会となり、指定管理者の変更のあった3館では4つの事業者が指定管理に携わっていることから、指定管理者が固定化されずに新規事業者の参入が可能な状態になっている。また、指定管理者の変更があった児童館では、円滑に移行するため、新指定管理者には旧指定管理者の児童館運営手法をできる限り踏襲し、丁寧な業務引継ぎを指示している。このことによりスムーズな変更が行われている。

(2) 効率的な運営（指定管理者制度導入によるコスト削減効果の推移）

市と指定管理者とは、5年間の指定管理期間で履行すべき詳細な内容や双方が遵守すべき内容等が記載された基本協定書と、1年度単位で締結される年度協定書を締結している。

指定管理料は市が定める指定管理者募集要項で5年間の上限額が示され、指定管理者側から5年間の収支計画を含み企画提案書が作成され、公の施設指定管理者候補者選定審査会において選定審査される。この収支計画を基に、年度協定書により指定管理料が定められており、指定管理料の推移は巻末資料の通りである。

また、指定管理者制度導入によるコスト削減額算出は、制度導入直前の年度における市直営による費用と、制度導入後の各年度にかかった費用（指定管理料）との比較で計算しており、巻末資料の通りである。

児童館により金額に差はあるものの、8館すべてに指定管理者制度を導入した平成27年度以降は、年間3,650万円から4,000万円程度の経費削減効果があった。施設維持にかかるランニングコストは管理者の違いによる差異はないため、主に人件費が削減されている。また、児童館が提供するサービス内容を効果とする費用対効果の観点からしても、経費を削減しながらもサービス向上が図られてきた。

なお、これまでの間で、指定管理料が指定管理者制度導入直前の市直営による経費を上回ったのは平成28年度の富士見児童館のみである。原因は、併設されている南富士見学童保育所において、職員の加配が必要となる児童が多数入所したことにより、職員2名分の人件費が必要になったためである。

(3) 指定管理者管理運営状況評価

各指定管理者の管理運営状況については、子ども育成課にて日常的なモニタリ

ングを行い、その水準の維持・向上に努めるとともに、事業実施年度終了後に評価を行っている。

最終評価は、指定管理者による自己評価、子ども育成課による1次評価を経て、公の施設指定管理者評価委員会（副市長と部長級職員により構成）で2次評価（最終評価）を決定している。評価ランクの基準と最終評価結果の推移は巻末資料の通りである。

平成31年度までの最終評価を見ると、2回のB評価を除きA評価となっており、仕様書等に定められた水準に達した良好な児童館運営が行われている。また、指定管理者制度の導入を契機とした既存サービスの拡大や新規サービスの実施も勘案すると、市直営よりサービス向上が図られている。

これまでにB評価になったのは、平成27年度の高松児童館と上砂児童館である。高松児童館は、施設の不適切な管理により施設設備に損害を与えたことによるもの。上砂児童館は、館長不在期間が続いたことにより児童館運営に不安定な期間をもたらしたことによるものである。

《検証のまとめ》

検証の結果、サービス向上において具体的な取組があり、利用者数も増加している。運営面においてコスト削減が図られている。また、モニタリング評価では、これまで2回の「B」評価を除き「A」評価となっており、良好な運営が行われている。これらのことから、指定管理者制度導入の効果があったといえる。

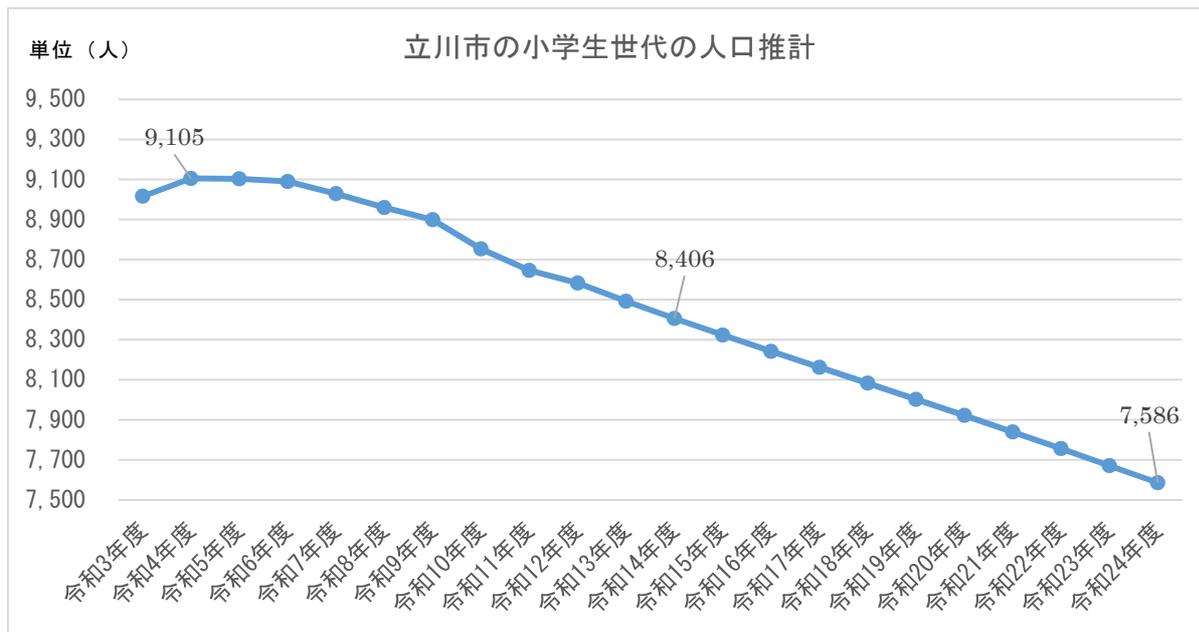
3 今後の児童館の運営手法の検討

(1) 子育て・子育ての現況及び課題

少子化の進展とともに、ICT の推進による子ども同士、親子のコミュニケーションの変化や、働き方の多様化による子育て環境の変化、見守り環境の変化などが近年見られている。こうした社会的変化の中で、本市の子どもをめぐる状況としても、子ども世代の人口減少が進み、不登校や貧困、虐待など支援の必要な子どもが増え、地域の子ども団体の減少がある。

○ 少子高齢化に伴う子ども人口の減少

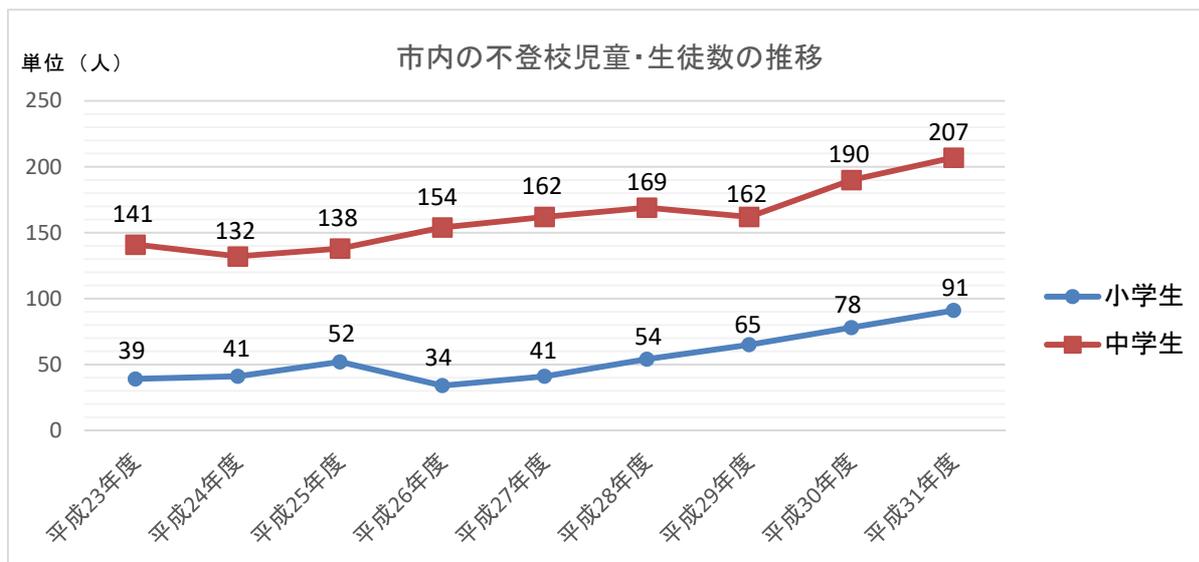
少子高齢化に伴い、今後子ども世代の人口減少が進んでいく。児童館の主な利用者となる本市の小学生世代の人口は、長期総合計画後期計画の推計によると、令和4年度をピークに減少に転じていくことが見込まれている。令和4年度の予想人口9,105人と比較すると、10年後の令和14年度は8,406人で約9%減。20年後の令和24年度は7,586人で約27%減が見込まれている。将来的には児童館利用者が減少していくことが想定される。



出典：長期総合計画後期計画人口推計

○ 不登校、貧困、虐待など支援の必要な子どもの増加

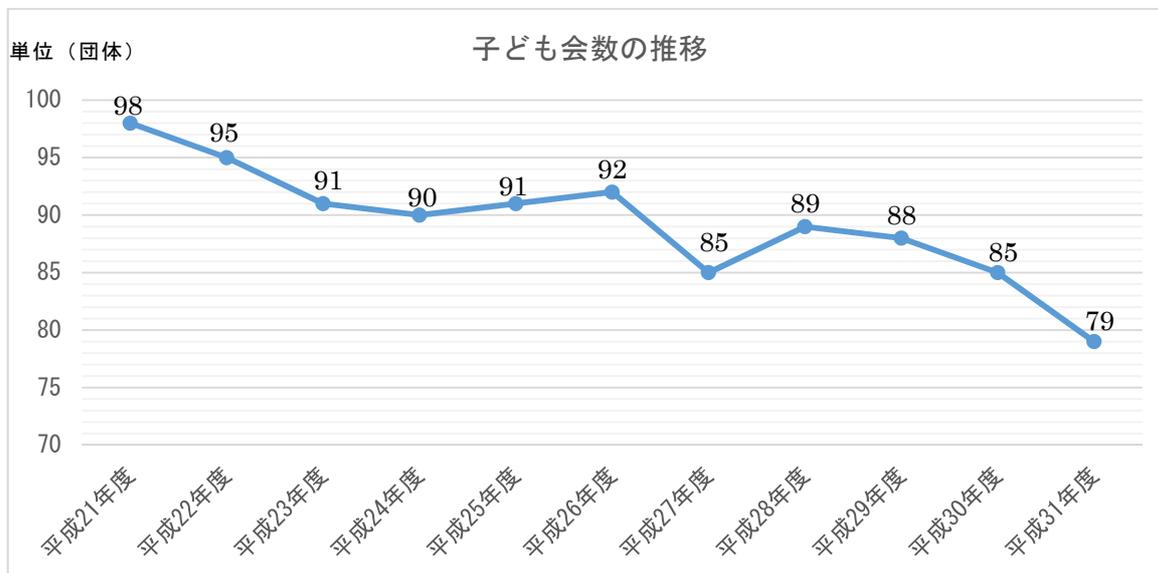
社会的変化の中で、不登校や貧困、虐待など支援の必要な子どもが増えている。市内において様々な理由から不登校となる児童・生徒が次ページグラフの通り増加している。厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、平成30年調査において子どもの貧困率は減少に転じているものの13.5%となっている。児童相談所における、虐待相談対応件数は増加傾向にある。



出典：立川市教育委員会資料

○ 子ども会等の子ども関係団体の減少

子ども会は解散や休会により、下表の通り団体数が減少傾向にある。平成21年度以降減少しており、途中増加した年度もあるが、平成31年度まで減少傾向にある。解散や休会の理由としては、会の運営が難しくなっていることであり、具体的には「役員のなり手がいない」「催しへの参加者が少ない」などの声がある。



出典：子ども会報告資料

(2) 今後の児童館のサービス向上についての検討

現在の児童館は、地域の子どもたちが楽しめる魅力的な場であるとともに、地域との連携を進める機能を有している。今後の児童館については、個々の児童館

が子どもたちにとって、魅力的な場であるとともに、現在の子どもを取り巻く課題に対応していくことでサービス向上を図ることが重要である。

子ども人口の減少や不登校、貧困、虐待などの課題、子ども会の減少に、児童館として対応できることを考えた場合、現在実施している取組をより強化することが効果的である。

具体的には、ドッジボール大会や合同キャンプなどの複数館共同イベントの展開では、イベント内容にバリエーションが広がり、イベント規模の大きさは子どもたちにとって刺激となり、良い経験の場となっている。子ども人口の減少に対し、複数館による地域を超えた連携により子ども対象イベントを活性化させることが期待できる。

不登校の子どもは居場所の一つとして児童館を利用しており、各館では学校との情報共有を図っている。貧困、虐待など困難を抱えている子どもへの声かけや相談、子ども支援ネットワーク会議での情報共有により見守りが行えている。複数館の職員で課題を抱える子どもたちの情報を共有し、学校や子ども家庭支援センターと連携をとることにより、よりきめ細かい対応が行え、複数の児童館を行き来する子どもへの対応も可能となる。

また、青少年健全育成地区委員会や子ども会などの子ども関係団体と連携し、複数館による広域的な事業を実施することで、児童館から離れた地域も含め地域団体の活性化が期待できる。

こうした機能をより効果的に展開していくには、複数児童館の連携が必要であるが、事業者が異なる場合は連携が進みにくいため、複数館を一つのブロックにまとめ、同一事業者により管理運営するしくみとすることが効果的・効率的と考えられる。

【市の考え方に対する関係団体の意見】

この考え方についての学識経験者として立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会、子ども団体関係者として青少年健全育成地区委員会、子ども会、児童館から意見聴取を行った。主な意見は下記の通り。

① 立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

- 児童館管理のブロック化は効率的と考える。現在の管理が結果として2者のブロック化になっているのは、無意識のうちに良質なサービスの均一化を意識して選定していたのではないか。
- 複数館による共同行事によって、少子化において子どもたち同士の交流が拡大することは良い。ブロック化は小学校区での区割りをするのが良い。
- 児童館がない地域にはブロック化でよい効果がある。スケールメリットを考慮すべき。

② 青少年健全育成地区委員会

- 指定管理者になり、児童館の地域への関わりはとて強くなった。地域交流会や地域団体主催の行事への積極的な参加、放課後子ども教室への定期的な参加など有難く、力強い存在となっている。
- 要保護児童について、ネットワークの一員として情報共有しているので、対策を一緒に考える役割を担ってほしい。

③ 子ども会

- 児童館が遠い地域では、児童館に行って合同でイベントを考えるというよりも、子ども会主催イベントに来ていただいて、お手伝いをしてもらえると助かる。
- ブロック化によりどのようなことができるのか、ということがわかるとお願いもしやすくなる。

④ 児童館（指定管理事業者）

- 職員の突発的なケガや疾病により欠員が生じた時、他館から応援が行える。また、設備点検保守をブロック内で同一日にするなど、施設保守のコスト削減が図れる。
- ブロック化により広く応募者を募ることができ、採用者の資質・適正をより吟味することが可能となり、結果として職員の質の向上につながる。
- 学区を超えた児童・生徒の情報把握が可能になり、来館児の情報共有や、要支援となった場合の関係機関との連携が直接的になる。

【期待される効果と課題】

関係団体の意見を踏まえて、ブロック化した場合の期待される効果と課題は下記事項が考えられる。

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">○ブロック化の地域的な広がりにより、イベントの規模拡大が図れ、少子化において子どもたち同士の交流拡大や経験・体験の場が増える。○不登校や貧困、虐待などの個別課題に、情報連携がスムーズに行え、関係機関と連携を進めることによりきめ細かい対応が行える。○地域の子ども関係団体との連携を面的に進めることができ、児童館から離れた地域も含め地域団体の活性化が期待できる。○同一ブロック内では均一的なサービス提供ができる。○事業者は人的・物質的な面で効率的な運営が行える。○更新等の事務の効率化が図れる。
課題	<ul style="list-style-type: none">○規模的な面で参入する事業者が限られる可能性がある。○事業者が減ることによりサービス競争が停滞する可能性がある。

ブロック化によりサービスの向上と効率的な運営が期待できるほか、運営面の効率化も図れる。課題についてはブロック化の館数により対応できる見込みがある。現状の課題への対応や関係団体の意見もブロック化について肯定的な意見であったことからブロック化を導入することとする。

《今後の児童館のサービス向上に向けた運営》

同一事業者による複数館のブロック管理が効果的・効率的である

【ブロック化分割方法の検討】

ブロック化の分割方法としては、4つの分け方が考えられ、それぞれブロック化の規模による違いは次の通り。

- ① 市内全ての児童館を1つのブロックにする
⇒期待される効果を効果的に捻出するには、管理する館が多い方が期待できる。一方で、市内を1ブロック化にすると、参入事業者が規模的に限られてくることやサービス競争の停滞も見込まれる。また、事業者の会社運営に難があると市内全域に影響がでてしまう。
- ② 4館に分け2つのブロックにする
⇒期待される効果を活かすと同時に課題の克服を考慮するとバランスが良いと考えられる。
- ③ 南側地区の3館、北側地区の2館と3館に分け3つのブロックにする
⇒2館のブロックもあり、①、②案に比べるとサービス面や効率性の期待される効果を活かしきれない。
- ④ 隣り合う地域の2館1組とし4つのブロックにする
⇒管理する数が少ないため、①、②案に比べるとサービス面や効率性の期待される効果を活かしきれない。

4つの分割方法を比較検討し、ブロックの規模が大きいと、参入事業者も限られ競争原理が働きにくく、サービス競争が停滞するなどの課題が危惧され、ブロックの規模が小さいと期待される効果を活かしきれない。そのため、市内で競争性を保ちつつブロック化の期待される効果を最大限に発展していくため4館に分けた2ブロック化としていく。なお、地域の連続性を踏まえ次の南北ブロックに分割することが最適と考えられる。

南ブロック 高松児童館・羽衣児童館・富士見児童館・錦児童館
北ブロック 幸児童館・若葉児童館・西砂児童館・上砂児童館

なお、西立川児童会館は私立の児童館として社会福祉法人西立川児童会館により運営されているが、現在も運営面においては児童館共同イベントを行っており、ブロック化後は南ブロックの一館として連携していく。

(3) 今後の児童館の運営手法

4館ずつ2ブロックで更新するには、現行の2館ずつの選定タイミングを調整して更新時期を合わせる必要がある。調整方法としては選定時に5年間の管理指定期間を短くする方法と現在の指定管理者の管理期間を延長する方法が考えられる。

これまで5年間を目処として管理期間を指定してきたが、指定管理事業者が変更になった場合、これまで積み上げてきた実績はあるものの、地域との関係を再構築しなければならないという課題がある。また、学童保育所を併設する児童館は、入所児童や保護者との関係性再構築への影響を考慮すると、指定管理期間はできる限り長い期間であることが望まれる。

ブロック化更新の調整段階において、1～3年間という短期間の管理期間では、事業者の交代による利用者や地域への影響が懸念されるため、現在の指定管理事業者を特命で指定することにより調整することが望ましいと考えられる。

また、ブロック化の導入にあたり丁寧に運営を進めていくため、2つのブロックは1年ずらして選定する。これによる各館の管理期間の調整スケジュールは次ページの通りとなる。

児童館指定管理の受託者、評価、指定管理料、コスト削減効果の推移

資料

施設名	内容	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
幸児童館 昭和49年8月10日設置	受託者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ								
	評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A						
	指定管理料	34,565,548	33,004,157	33,242,895	35,153,872	35,224,432	35,339,706	53,339,706	35,412,138	34,413,000	34,822,000	35,363,945						
	コスト削減効果	▲7,342,469	▲9,079,156	▲6,040,418	▲6,929,441	▲6,858,881	▲4,037,415	▲4,037,415	▲3,964,983	▲4,964,121	▲4,555,121	▲4,044,446						
高松児童館 昭和59年5月20日設置	受託者				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ									
	評価				A	A	A	B	A	A	A	A						
	指定管理料				36,279,732	34,503,148	34,610,921	34,610,921	34,683,353	34,054,000	34,469,000	35,022,610						
	コスト削減効果				▲3,991,754	▲5,768,338	▲5,706,074	▲5,706,074	▲5,633,642	▲6,262,995	▲5,847,995	▲5,309,554						
若葉児童館 (若葉学童保育所併設) 昭和53年5月20日設置	受託者				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ									
	評価				A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					51,392,450	51,446,027	51,718,467	51,988,388	52,051,157	50,853,197	51,230,697						
	コスト削減効果					▲3,659,644	▲3,675,722	▲3,403,282	▲3,133,361	▲3,070,592	▲4,268,552	▲3,914,270						
西砂児童館 (松中学童保育所併設) 昭和53年7月11日設置	受託者				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ									
	評価				A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					54,782,181	54,897,660	55,596,602	55,908,301	55,985,279	54,221,650	54,948,423						
	コスト削減効果					▲1,655,483	▲1,625,681	▲926,739	▲615,040	▲538,062	▲2,301,691	▲1,603,476						
富士見児童館 (南富士見学童保育所併設) 昭和47年7月12日設置	受託者				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				株式会社明日葉									
	評価					A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					51,586,634	50,952,913	55,627,222	53,970,818	54,098,866	50,957,631							
	コスト削減効果					▲2,915,802	▲3,549,523	1,124,786	▲531,618	▲403,570	▲3,566,269							
羽衣児童館 (羽衣学童保育所併設) 昭和49年2月12日設置	受託者				特定非営利活動法人ワーカーズコープ				特定非営利活動法人ワーカーズコープ									
	評価					A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					54,798,480	54,883,578	54,649,443	54,779,134	54,915,519	53,676,125							
	コスト削減効果					▲3,433,824	▲3,348,726	▲3,582,861	▲3,453,170	▲3,316,785	▲4,580,705							
錦児童館 (錦学童保育所併設) 昭和47年11月1日設置	受託者				ライクアカデミー株式会社				株式会社明日葉									
	評価					A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					49,294,520	49,710,139	50,129,914	51,550,138	51,472,507								
	コスト削減効果					▲11,127,372	▲10,711,753	▲10,291,978	▲8,871,754	▲8,999,616								
上砂児童館 (上砂第三学童保育所併設) 平成12年4月1日設置	受託者				シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社				株式会社明日葉									
	評価					B/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A	A/A						
	指定管理料					49,566,800	49,500,000	49,500,000	52,000,000	52,862,560								
	コスト削減効果					▲9,978,952	▲10,045,752	▲10,045,752	▲7,545,752	▲6,700,171								
合計	指定管理料	34,565,548	33,004,157	33,242,895	71,433,604	175,902,211	282,679,428	381,963,507	387,478,984	384,883,302	386,930,370	385,534,498						
	コスト削減効果	▲7,342,469	▲9,079,156	▲6,040,418	▲10,951,195	▲17,942,346	▲21,394,518	▲40,078,083	▲36,562,606	▲39,158,288	▲37,111,220	▲38,718,507						

※ 評価の基準

S…仕様書、提案書、協定書、業務マニュアル等(以下「仕様書等」という)で定められた水準をかなり超えている
B…仕様書等で定められた水準に達成していないものも一部あるが、施設運営等に支障が生じていない

A…仕様書等で定められた水準に達している
C…仕様書等で定められた水準に達しておらず、かつ、施設運営等に支障が出ており、早急に改善を要する

児童館の指定管理者制度導入の検証及び今後の
児童館の管理運営手法の検討会開催状況

第1回検討会 令和3年4月21日(水)

第2回検討会 7月8日(木)

第3回検討会 7月20日(火)

第4回検討会 8月31日(火)

関係団体の意見聴取

- ・指定管理者候補選定審査会 7月28日(水)
- ・児童館(指定管理事業者) 7月16日(金)～
- ・青少年健全育成地区委員会委 7月19日(月)～
- ・子ども会 7月20日(火)～